

## Policy Insight No.5

## EU タクソミーと直近の政策的動き

ディレクター  
大木 孝拓

April 2021

## 脱炭素化におけるサステナブル・ファイナンスの役割

2016年に採択された地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定は、地球の平均気温上昇を最小化すべく、世界全体の温室効果ガス排出を早期にピークアウトさせるという長期目標を掲げており、その目標達成のためには、世界全体の投資が低炭素化努力や気候リスクに対するレジリエンス強化へ向かうよう政府が積極的に施策を講じる必要がある旨規定している。

2019年12月に欧州委員会が公表した成長戦略「欧州グリーンディール」は、EUのパリ協定に対するコミットメントを移行に移すための気候・エネルギー戦略であり、欧州社会・経済の変容を促すための8つの政策とともに、かような取組を実現するためのファイナンスに大きな焦点があてられた。ここでは、欧州全体のGDPの1.8%にあたる毎年2600億ユーロもの追加投資が必要と明記され、そのために、EU排出権取引制度下における排出権オークション等EUレベルでの財源確保や既存EU予算の気候変動対策への優先的割当(30%)の他、加盟各国予算や各種補助金などの「グリーン」化や税制改革、Invest EUプログラム等を通じた欧州投資銀行や国際開発金融機関、民間セクターとの共闘等が提唱されている。そして、環境・社会・ガバナンス(ESG)の観点を取り入れたサステナブル・ファイナンスを促進するための施策の一つとして、欧州タクソミー・システムの設立が、欧州グリーンディールでも言及された。

欧州タクソミーは、投資先となる経済活動がサステナブルか否かをカテゴライズする仕組みであり、その法制化に向けた政策的な動きは、ユンカー欧州委員会が2018年5月に公表したサステナブル・ファイナンス政策パッケージに遡る。タ

クソミー設立の他、投資家に対するESG関連の情報開示義務、投資先となる企業のカーボン・フットプリントの相互比較を可能とするベンチマーク・システムの確立等も盛り込んだ本政策パッケージには、通常立法手続きに基づき、欧州議会および加盟国議会にて審議が開始され、2019年末の新欧州委員会発足を経て、2020年6月に法制化されている。

## Environment, Social, Governance (ESG)



## ENVIRONMENTAL

- climate change
- greenhouse gas emissions
- resource depletion, including water
- waste and pollution
- deforestation



## SOCIAL

- working conditions, including slavery and child labour
- local communities, including indigenous communities
- conflict and humanitarian crises
- health and safety
- employee relations and diversity



## GOVERNANCE

- executive pay
- bribery and corruption
- board diversity and structure
- fair tax strategy

出典：[欧州委員会ファクトシート](#)

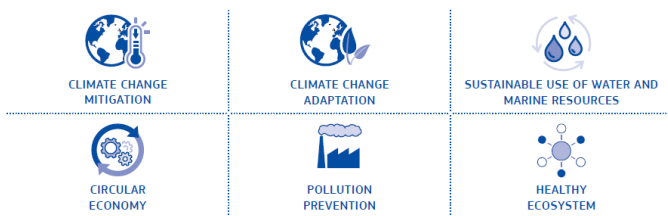
## 欧州タクソミー法規の概要

2020年6月に公表されたEUタクソミー法規([Regulation 2020/852](#))は、サステナブルと分類される経済活動を明確化するとともに、投資活動の情報開示により透明性を確保することで、各種投資家や金融機関によるサステナブル・ファイナンスを加速化することを目的としている。当該法規は、経済活動が環境的にサステナブルとみなされるための4つの要件を規定している：

- 6つの環境目標(下記図2参照)の内、少なくとも1つ以上の目標に貢献すること

- 6つの環境目標のいずれにも著しい害を及ぼさないこと
- [OECD 多国籍企業行動指針](#)や[国連のビジネスと人権に関する指導原則](#)等国際的な行動指針や原則を最低限担保していること（Minimum safeguards）
- 上述環境要件を満たしているかの判断基準等を決める欧州委員会が今後設定する各種技術スクリーニング要件（Technical Screening Criteria）を満たすこと

図 2：EU タクソミー法規における 6 つの環境目標



出典：[欧州委員会ファクトシート](#)

また、EU タクソミー法規は EU 域内の投資家や年金ファンド等「金融市場参加者」に対し、取り扱う金融商品が、どの環境目標に寄与するか、金融商品総額の内何割がその目標に寄与するか等のサステナビリティ関連情報の開示を求める透明性要件を課している。さらに欧州非財務情報開示指令（[Directive 2013/34/EU](#)）下で情報開示義務を課されている従業員 500 人以上の企業に対しても、環境的にサステナブル経済活動による売上や資本支出及び運営支出の割合の開示請求を課している。これら情報開示要件は、2022 年に適用開始となり、2021 年分の情報開示が求められる。

### 現在の動き

2018 年の[サステナブル・ファイナンス政策パッケージ](#)公表以降、欧州諸機関で長らく議論されてきた EU タクソミー法

規が 2020 年によやく制定され、現在欧州委員会は、その詳細な運用を決める各種細則に取り掛かっている。2018 年 7 月に設立されたサステナブル・ファイナンスに関する専門家グループ（TEG）が公表した[最終レポート](#)や[パブコメ](#)の結果を踏まえ、2020 年 11 月に欧州委員会が上述の技術スクリーニング要件に関する[細則案](#)を公表したが、アルミや原材料メーカー、オイルメーカーなど各種産業界の他、本来加盟国権限であるエネルギー・ミックスに大きく踏み込む内容となっている当細則案に懸念を示す加盟国も出てきているのが現状である。また石炭や石油に比べ比較的排出係数は軽いものの、化石燃料であることには変わりのない天然ガスの扱いを巡って[加盟国間で大きな意見の隔たり](#)がある。また、[原子力発電の扱い](#)についても引き続き議論が行われている。

以上のように、気候変動対策及びエネルギー転換に向けた政策的な動きが加速化する欧州において、サステナブル・ファイナンスの分野の法整備が急速に進みつつある。ここ数年 EU は、タクソミー法規の他、政府や企業が環境関連の事業遂行のために発行するグリーンボンドに関する欧州共通のルール作りや気候変動対策に関する企業情報開示のための欧州委員会ガイドライン、金融取引におけるサステナビリティ関連情報開示法規（Regulation 2019/2088）、世銀や IMF、世界の主要国を巻き込んだサステナブル・ファイナンスに関する国際的な議論枠組みである IPSF（International Platform on Sustainable Finance）の立上げ等、各種施策を精力的に打ち出してきており、欧州の投資・金融業界も投資判断において ESG の観点を取り入れざるを得ない状況になりつつある。今後 EU 域内に限らず、世界的にも、[従来の金融及び投資への ESG 統合](#)が進んでいくものと予想され、EU タクソミー法規の対象となる企業は無論の事、これらサステナブル・ファイナンスや EU タクソミーの動きは今後国境をまたいで様々なセクターにおける[経済活動に影響](#)を及ぼしていくものと考えられる。